

氏名	やなぎばし たつろう <b>柳橋 達郎</b>
学位(専攻分野)	博士(学術)
学位記番号	博甲第832号
学位授与の日付	平成29年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	工芸科学研究科 造形科学専攻
学位論文題目	<b>日本の地方公共団体を主体とするシンボルマークによる地域性の表出とその造形 —市町村の自治体紋章を中心として</b>
審査委員	(主査)教授 中野仁人 教授 櫛 勝彦 教授 並木誠士

## 論文内容の要旨

昨今、地域におけるデザインの役割が注目される社会状況にあって、地域イメージを形成するためのコンテンツづくりが各地で繰り広げられている。また、地域ブランドとして、地域を拠り所とした価値の再構築が盛んになっている。では、そういったデザインによる地域性の表出は、過去から現在に至るまで普遍的な主題によって展開されてきたのか、また時代性を帯びたものであったのだろうか。この論文は、地域における自治体紋章を軸にしながらい探求し系統立てて整理することによって、その今日的なデザインの役割を明確にしようとするものである。

日本の地方自治制度における市町村という結び付きは、市町村大合併によって幾度となく再編成を余儀なくされてきた。そしてそれによって、地域住民にとってのアイデンティティである郷土が塗り替えられることにもなった。日本の地方自治制度の枠組みが構築されるとともに、自治体紋章という新しいグラフィックデザインのジャンルが誕生したのが明治時代である。1888(明治21)年に市制町村制が交付され、明治の大合併を迎えたことで、日本の近代地方自治制度が確立し、自治体紋章の歴史が始まる。1953(昭和28)年、町村合併促進法の施行による昭和の大合併を経ることで、自治体紋章は最盛期を迎え、市町村のシンボルとして全ての自治体が制定すべきものになった。さらに、1999(平成11)年を起点とする平成の大合併によって、日本の地方自治体は半減した。これによって、膨大な数の自治体紋章がその役目を終えることになり、それとともに、デザイン様式の変化が顕著な平成期の自治体紋章が混在する状況になった。

上記のように本論文では自治体紋章の制定に関わる体制の変遷を概観しつつ、自治体紋章の造形要素の綿密な分析を試みる。自治体の象徴として在り続けた自治体紋章は、地域を表出する造形が施されたシンボルマークとして貴重な資料であり、そこに地域デザインの根源を見ることが出来る。

本論文は、以下の6章で構成されている。

第1章では、『都市の紋章：一名・自治体の徽章』(近藤春夫編、行水社、1915)を取り上げ、自治体紋章成立の背景、および自治体紋章の制定について言及している。また、平成期の自治体紋章図案の特徴を概観することで、明治期から昭和期における図案の相違を明確に示す。

第2章では、明治期から昭和期を三つの期間、第I期(1889-1914年)、第II期(1915-1945年)、第III期(1946-1992年)に分け、全国の自治体紋章を収集、調査し、その図案構成について、特に文字をモチーフとする図案について詳細に分析を進める。また、その結果、各期間に現われる図案の「型」について言及し、自治体紋章図案の時代性の考察をおこなっている。

第3章では、地域固有シンボルとして地域性を示す図案モチーフを四つの分野、すなわち、自然・地形モチーフ、動植物モチーフ、産業のモチーフ、歴史・文化・伝統のモチーフに系統立て、事例を挙げるとともに、その図案を造形的観点から分析している。そして、それらのイメージの階層構造を明らかにしたうえで、地域固有のシンボルが伝えるものについて考察を進めている。

第4章では、自治体紋章の範囲を都道府県に拡大し、市町村の自治体紋章から抽出される都道府県イメージについて考察する。また都道府県の紋章についても言及し、市町村と都道府県のイメージの関係について考察をおこなっている。

第5章では、都道府県のイメージ形成と象徴的モチーフを取り上げ、都道府県の紋章とシンボルマークとの関連性について論じる。とくに各都道府県において展開される同一モチーフによるイメージ形成を考察するため、静岡県富士山によるイメージと滋賀県の琵琶湖によるイメージを事例として提示し、各県内で活用されるシンボルマークを分析する。

そして第6章で結論をまとめる。

以上のように、本論文は日本の地方公共団体を主体とする自治体紋章による地域性の表出とその造形についての綿密な調査、資料収集をおこない、独自の視点で検証、考察を進めたものである。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、現在の世の中のあるあらゆる場面で目にするシンボルマークに着目し、その中で日本の地方公共団体の紋章を取り上げ、その制定過程と変遷を具に追うことにより、地域性をめぐるデザインの特徴と社会的役割を明らかにしようとしたものである。

本論文の大きな特徴は、自治体制度におけるアイデンティティの設定の歴史と傾向の調査、分析という社会的側面と、自治体紋章の造形プロセスに関するグラフィックデザインの観点からの分析という二つの側面を持ち合わせていることである。すなわち、地域性を表出するルーツを系統立てて論じただけでなく、造形的観点からシンボルマークの図案構成に言及し、その方法論と時代性を結び付けている。そして、日本のグラフィックデザイン史において、これまで詳細な先行研究のなかった自治体紋章というジャンルの存在を明確に示し、その成立から確立に至る過程をデザインの視点を絡めて体系化したことは極めて独自性が高いといえる。

本論文には以下のように評価すべき点が存する。

まず第一に、『都市の紋章：一名・自治体の徽章』（近藤春夫編、行水社、1915）という書物を取り上げ、それが市制町村制施行以降の自治体紋章黎明期において啓蒙書の役割を果たしたことに着目した。本書を自治体紋章研究の根拠としたことで、本論文によってその学術的価値を指摘した。

第二に、明治期から昭和期における日本の自治体紋章を三つの期間に区分し、その変遷を造形的観点から捉え考察を加えた。特に、仮名や漢字をモチーフに文字を構成要素とする文字型図案をその対象とし、各時代の特徴的な造形方法を抽出した。また、自治体紋章の黎明期、都市にお

ける紋章の概念の浸透と様式の確立期、さらに造形表現の定型化あるいは画一的デザインが誕生した時期を追って分析し、紋章図案の骨格を担う造形モチーフが、時代とともに移り変わってきたことを確認している。そのために広範かつ膨大な資料収集をおこなった上で、綿密に分析を進めるという手法は他に類をみない研究である。

第三に、自治体紋章が成立し発展する過程で、それが地方自治において果たす象徴性と、地域イメージの表出がリンクし、図案の造形に投影されるようになったことを明らかにした。そして、時代性を内包した図案モチーフと造形方法が確立したことを、紋章図案の由来と図案構成の分析を基礎に論証した。

そして第四に、自治体紋章における地域性を象徴する図案モチーフとして地域固有シンボルの存在を取り上げ、該当地域における普遍性との関連について、都道府県を含む事例によって方向付けた。

上記のように、本論文は歴史的、地域的に広範囲にわたる慎重かつ緻密な調査作業を踏まえて、独自の視点からの分析、考察を展開したもので、博士学位論文として十分評価に足るものである。

なお、本論文の一部は、いずれも申請者の単著である査読付の2論文(①②)としてすでに公表されている。

- ① 柳橋達郎：「滋賀県における琵琶湖によるイメージ形成の在り方」意匠学会『デザイン理論』第63号、77頁-90頁（2013年）
- ② 柳橋達郎：「明治・大正・昭和期における日本の自治体紋章の造形とその変遷」日本デザイン学会『デザイン学研究』第63号第5号、91頁-100頁（2017年）